|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集 | | | |
| No. | カテゴリ | 問合せ内容 | 回答 |
| 1 | ICT事項科目 | 幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む）」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。 | 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。 |
| 2 | ICT事項科目 | 本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けているが、ICT事項科目の開設は可能か。 | 幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。 |
| 3 | ICT事項科目 | ICT事項科目の新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。 | どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。 |
| 4 | ICT事項科目 | ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。 | 教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのかは大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。 |
| 5 | ICT事項科目 | （1）「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術」（小学校用）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は１単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定） （2）中・高と養護においても（1）と同様にすることは可能か。 | (1)(2)ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。 |
| 6 | ICT事項科目 | ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。 | ①大学の時間数の換算により１単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は７～８コマ程度を想定）。  ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。 |
| 7 | ICT事項科目 | ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。 | ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。 |
| 8 | ICT事項科目 | 現在課程認定申請の審査中であるが、ICT事項科目に関し、①認定後、令和4年4月に開始するまでの間に、ICT事項関連科目の名称変更等はできるか。②もし、①ができない場合、令和5年2月までに行うICT事項科目変更届において変更は可能か。（適用は令和4年度入学者の２年次以降） | ICT事項関連科目の開始が、令和５年４月以降であれば、①、②いずれも可能（①②いずれも、ICT事項科目変更届により、各年度の２月末日までに提出のこと）。 |
| 9 | ICT事項科目 | ICT事項科目を令和４年度入学生のカリキュラムにおいて、３年次対象の科目（開講年度は令和６年度）とした場合であっても、令和４年度に入学する編入学生や科目等履修生に対応するために、令和４年度から、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を開講する必要がありますでしょうか。 | 原則、令和４年度の入学者向けのカリキュラムからの対応になる（編入学者、科目等履修生向けに開設することを妨げないが任意）。 |
| 10 | ICT事項科目 | ①ICT事項科目の開設年度について、令和5年度開設の場合、令和4年度生に対して２年次配当という理解で間違いないか。 ②ICT事項科目の教員カウントについて、ICT新設科目と、教育方法の科目について、同一の教員をカウントすることは可能でしょうか。もしくは、新科目について非常勤講師を担当者とすることも可能なのでしょうか。 | ①ICT事項科目は令和４年度入学者から適用さるため、令和５年度から開設（開始）される場合は、２年次以降の履修になる。 ②専任教員の配置基準は学校種により異なるため、各基準を参照いただきたい（小学校は新基準４－２（４）、中高は４－３（５） ⅱ））。なお、ICT事項科目と他の科目を兼ねて担当することは可能である。また、担当者の、専任・兼担・兼任の別は問わない。 |
| 11 | ICT事項科目 | ①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和４年度より ICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。  ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和４年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。 | ①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したものが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。  ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。 |
| 12 | ICT事項科目 | ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいか。 | ご認識のとおり。 |
| 13 | ICT事項科目 | 幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はないと理解してもよいか。 | 幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されないため、従来のままで構いません。 |
| 14 | ICT事項科目 | 今回改正されましたICT事項科目等を複数大学で共同開設することは可能か。 | ICT事項科目に限らず、連携開設科目等の制度にのっとって所定の手続を踏まえた上で開設をするなど、複数大学での科目開設が可能な場合がある。 |
| 15 | ICT事項科目 | 既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと４年次前期の履修科目となっている。このまま４年次の履修科目としてよいか。 | ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程コアカリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。 |
| 16 | ICT事項科目 | ①課程認定申請書を提出する場合、「ＩＣＴ事項科目」に係る第4号様式（履歴書・教育研究業績書）について、身分が専任教員、兼担・兼任に拘わらず「ＩＣＴ事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。  ②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。 | ①ICT事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それがない場合は、当分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。  ②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくてもICT事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。 |
| 17 | ICT変更届 | 教職課程認定審査の確認事項3に『当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者を持って充てることが可能とする。』とあるが、現在「教育方法(含情報機器及び教材の活用)を担当している教員も変更届で履歴書・教育研究業績書を提出する必要があるか。 | 専任教員については提出が必要。 |
| 18 | ICT変更届 | 変更届新旧対照表(中高)について、対照表の右下に「専任教員数(各教科の指導法)」の人数を記入する欄がある。例えば、「社会科・地歴科教育法」の専任教員がいる場合、この表内には氏名の記載はしないが、人数として計上してもよろしいか。 | 本件新旧対照表には各教科の指導法の専任教員名は記載しませんが、当該事項に専任教員が配置されている場合は、人数を記載しくださ い。 |
| 19 | ICT変更届 | ICT変更届は開設の前年度の２月末に提出することになるが、「開設」というのは、その科目が具体的に「開始される」前年度の２月ということか。それともそのカリキュラムが適用される入学者のカリキュラム開始の前年度ということか。 | 前者を指す。 |
| 20 | ICT変更届 | ① 説明会資料３のＰ１５の２－４①の記載に対応する場合、在学生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在学生用と新入生用の２種類が必要となる）② 上記のとおりであれば、在学生用の変更届にて、「ＩＣＴ事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。 | ① 在学生用カリキュラムと令和４年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在学生にICT事項科目の開設を適用する場合は在学生用の変更届を提出してください。② 旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規則に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。 |
| 21 | ICT変更届 | 本学は、ICT事項変更届を「大学学部学科等の課程」と「大学学部学科の通信の課程」で分けて提出するが、この変更届を別々の年度で提出することは可能か。 | 通学課程と通信課程でICT事項科目の開設時期が異なる場合は、それぞれの期限（令和４年度開設：令和４年２月末、令和５年度以降開設：令和５年２月末）に間に合うようにご対応ください。 |
| 22 | ICT変更届 | ①キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいか。  ②１大学で１つの変更届で提出するとのことだが、複数キャンパスが遠方に分かれており、開設する時期が異なる。変更届の提出時期が異なってもよいか。 | ①学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。  ②原則、１つの大学において、ICT事項科目の変更届は開設年度の早い学科等に合わせた提出をお願いしており、学科ごとに五月雨での提出は想定していない。ただし、大学によってはキャンパスが遠方（５ ０Km以上）にまたがり、実態として別の開設体制をとっている場合もありますので、そのような大学については、異なる年度での届出について、必要に応じてご相談ください。 |
| 23 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届時に、小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に係る変更も手続を行うのか。 | 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に伴う変更は、 ICT事項科目の変更届での対応は不要です。ただし、授業科目名の変更、担当の専任教員の変更等、通常の変更届の対象となる事由が発生した場合は、通常の変更届と同様、変更が生じる前までに変更届の提出が必要です。 |
| 24 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届時に学則変更の届出は必要か。 | 学則については、ICT事項科目の変更届時は不要（通常の変更届においても学則は提出を求めていない（手引P８９⑦⑧除く））。 |
| 25 | ICT変更届 | ICT事項科目の変更届の新旧対照表において、兼担教員や兼任教員を追加する場合、専任教員ではないので「専任教員氏名・職名」欄は空欄になるが、それでも「教員追加」と記載する必要があるのか。 | ご認識のとおり。兼担・兼任教員の場合は、新旧対照表では氏名を記載しないが、変更理由欄には「教員追加」と記載してください。教員の氏名が空欄になっていても、（２）変更一覧表において状況が確認できるため特段問題はありません。 |
| 26 | ICT変更届 | ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和４年3月末までに届出を行えばよいか。 | ご認識のとおり。 |
| 27 | ICT変更届 | 教職課程認定審査の確認事項１（１）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。 | 確認事項１（１）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和３年８月２７日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。 |
| 28 | 各教科の指導法 | 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。 | 各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。 |
| 29 | 各教科の指導法 | 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。 | シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。 |
| 30 | 各教科の指導法 | 今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいか。 | 英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はない が、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。 |
| 31 | 66条の6科目 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。 | 当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和３年８月４日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。 |
| 32 | 66条の6科目 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は１単位の科目である。この１単位の科目と「情報機器の操作」１単位を併せて２単位の修得とすることは可能か。 | 免許法施行規則において、「数理科目２単位又は情報機器の操作２単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて２単位の修得とすることはできない。 |
| 33 | 66条の6科目 | 今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。 | ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを２単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第６６条の６の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 34 | 66条の6科目 | 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は１行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば１行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。 | 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は１つの科目として１行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。 |
| 35 | 66条の6科目 | 本学は、「数理・データサイエンス・Ai教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能 か。 | 「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを２単位分修得することととしているため、「情報機器の操作（２単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第６６条の６の科目として活用することをお願いしたい。 |
| 36 | 66条の6科目 | 施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。 | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文部科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。 |
| 37 | 66条の6科目 | 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第６６条の６に定める科目として、昨年度３月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。 | 昨年度の３月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和４年３月末までに施行規則第６６条の６の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。 |
| 38 | 66条の6科目 | 免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。 | 免許法施行規則第６６条の６については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。 |
| 39 | 66条の6科目 | 免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるものではないと考えて良いか。） | ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。 |
| 40 | 66条の6科目 | 「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和３年２月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合 は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。 | 「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第６６条の６の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。 |
| 41 | 66条の6科目 | 令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。 | 可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。 |
| 42 | 経過措置 | 経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和２年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。 | ご質問の場合、令和２年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和４年 ３月３１日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。 |
| 43 | 経過措置 | 令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。  ①卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生  ②卒業後、間をあけて科目等履修生になった場合 | ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和４年３月３１日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和４年３月 31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合に も、新規則により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和４年３月３１日までに既に修得した旧科目は、新規則の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」 |
| 44 | 経過措置 | 再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第５条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。 | 今回の改正においても、改正省令附則第２項により、令和４年３月３１日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。 |
| 45 | 経過措置 | ①科目等履修生として今年度（令和3年度）在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか）  ②上記①において、継続性が有るとなった場合、令和２年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。  ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けでは 3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和４年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2）の継続性が無い場合も含む） | ①令和４年３月３１日と令和４年４月１日で間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。  ②令和４年３月３１日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。  ③令和４年度入学者の所定の時期に開設すればよいため必要ない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。 |
| 46 | 経過措置 | 令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規則の学力に関する証明書を発行することになるか。 | 改正省令については令和４年４月１日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。 |
| 47 | 経過措置 | ①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。  ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。 | ①ご認識のとおり。  ②免許法施行規則附則第２項により、令和４年３月３１日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）。」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。 |
| 48 | 経過措置 | 令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。 | 短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。 |
| 49 | 経過措置 | 令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高 1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。それとも、編入学をしたことにより、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみなす（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開設されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。 | ○事例では、既に令和３年３月３１日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。  ○また、免許法施行規則第10条の３の規定により、短期大学でみなされた上記２つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみなすこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。  ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。 |
| 50 | 経過措置 | 令和4年4月1日に、4年生大学「Ａ大学」から別の4年生大学「Ｂ大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「Ａ大学」又は「Ｂ大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | 事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高専等の卒業・修了をしていない）、令和４年３月３１日と同年４月１日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続いていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。 |
| 51 | 経過措置 | 令和3年度以前にＡ大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるＡ大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり |
| 52 | 経過措置 | 旧法（平成10年改正法）下において修得した「教科の指導法」は平成29年改正免許法施行規則附則第3項に基づくと、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」にしか読み替えることができないと思われるが、旧法下において「教科の指導法」を取得済みの場合は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を再度取得する必要はないという認識でよいか。 | ご認識のとおり |
| 53 | 共通開設（複数学科） | 中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいか。 | 大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。 |
| 54 | 共通開設（複数学科） | 教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせて適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせて適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせて適用できると解してよいか。 | これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準４－８（２））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準４－９（２））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準４－８（２））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。４－８（２）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。 |
| 55 | 共通開設（複数学科） | 複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。 | 当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。 |
| 56 | 共通開設（複数学科） | ２つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。  （例）・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種  ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種  上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。 | 共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準１０を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準４－８（４）の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご留意ください。 |
| 57 | 共通開設（複数学科） | 「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。 | 同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。 |
| 58 | 共通開設（複数学科） | ①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。  ②例えば、A学科が開設する中学校（社会）の科目を、B学科の高校（地理歴史）の免許申請のための科目として使用することができるか。 | ①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設（各学科等の所属学生それぞれに対して開設）するということもあり得る。  ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。 |
| 59 | 共通開設（複数学科） | 今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。 | 在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。 |
| 60 | 共通開設（複数学科） | 基準4-8（２）vi)で「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について，小・中間で可能で，中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか（基準4-8（２）v)の教育実習の箇所では，ただし書きによる打ち消しがあるが，vi)ではないので可能と読むこともできる）。 | 中高の各教科の指導法の特例（ⅶ）と、小中の各教科の指導法の特例（ⅷ）はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。 |
| 61 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定のあるを受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。 | 本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。 |
| 62 | 共通開設（義務教育特例） | ①教育学科中等教育コースにおいて，卒業までに中一免と小一免（または小二免）の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合，本学の広報媒体で，「本学が指定する条件を満たした上で，コースを越えて所定の単位を修得することにより，小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。  ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し，小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合，教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。 | ①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。  ②可能である（教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合） |
| 63 | 共通開設（義務教育特例） | 中高の教職課程のあるＡ学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、 Ｂ学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりＡ学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、Ａ学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。 | A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。 |
| 64 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習（小中教育実習）の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。 | 中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有する ケースが多いと思わるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる（例：小・中共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位）。 |
| 65 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者（令和5年3月末日までに変更届提出）」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度（令和4年）3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。 | ①最短で令和４年４月１日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。 ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能（特例を使うかどうかは、任意。） |
| 66 | 共通開設（義務教育特例） | 免許の小中併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要があり、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2-（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいか。 | 義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合はご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。 |
| 67 | 共通開設（義務教育特例） | 義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小１種免・中１種免（国語））の開設し、この授業科目を高１種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。 | 可能である。 |
| 68 | 小学校課程要件緩和 | ４－８（２）Ⅴにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第２条表備考第11号）により教育実習の単位は３単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を５単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を３単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。 | 幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。 |
| 69 | 共通開設（義務教育特例）、小学校要件緩和 | 小学校教科の開設がこれまでの１０教科より、１教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で１０教科を開設しているような学部の場合で あっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計１０単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計２０単位を取得し、合計３０単位を取得するような履修の仕方はできるか。 | 免許法施行規則上（第３条表備考第１号）では、小学校の教科専門科目は１以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。 |
| 70 | 自己点検等 | 本学では、教職課程の全学組織設置に向けた検討を今年度から着手しているが、令和４年４月１日の設置は難しく、令和５年４月１日の設置を目指している。上記のような検討状況であっても改正施行規則に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。つまり、施行日時点では全学的な組織設置に向けた準備に着手してはいるものの、設置までには至っていない状況であるが問題ないか。 | 「免許法施行規則第２２条の７においては、「大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とされており、令和4年度から、このような体制が整備される必要がある。必ずしも教職課程の全学組織の設置日が令和4年4月1日であることを求めるものではないが、複数の学科等の教職課程間が連携し全学的な観点から教職課程の運営が実施できる体制を備えていただきたい。 |
| 71 | 自己点検等 | 改正後の施行規則の施行日が令和4年4月1日のため、施行後最初の自己点検・評価については、令和3年度の状況について行い、報告書も令和4年度内に公表するべきか。または、大学全体の自己点検・評価に合わせて実施するものと大学が機関決定した場合、報告書の公表は令和5年度以降になることもあり得るが、必ずしも令和4年度内に公表していなくても差支えないか。 | ○施行が令和4年4月1日であるため、それまでに体制を整え、それ以降から評価ができるようにすれば良い。 ○大学の教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば毎年度行うことも考えられるが、その実施間隔や公表の時期等は各大学の状況に応じ適切に判断すること。 |
| 72 | 連携開設 | 連携開設等に関する基準等の改正について、本学は大学と短大を併設しているが、「大学」「短大」間でも、この基準が適応できるのか。 | 連携開設科目の活用（連携開設科目制度を活用し自大学の教職課程の科目にみなすこと（新基準３（３）））のみであれば、この制度を活用可能である大学連携推進法人の認定を受ける等の条件を満たし、かつ教職課程の科目の変更届を提出することで可能です。一方、連携開設科目の活用にとどまらず、「連携教職課程」（新基準２（３））としての認定を受ける場合は、同一の免許種での課程認定を同時に受ける必要があるため（新基準９）、大学と短大では免許種が異なるため可能でないことに留意。 |
| 73 | フラッグシップ大学 | 教員養成フラッグシップ大学構想について、本学は、教員養成フラッグ シップ大学の申請を考えている大学（責任校）との「連携協力校」とし て、参加することを検討している。その場合、「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とするという学部段階の特例措置を「連携協力校」である本学が必ず活用しなければならないか。 | フラッグシップ大学の公募要領に記載のとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通５領域の必修単位数の弾力措置については，教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が，「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し，教員養成の在り方自体を変革していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて，当該教員養成フラッグシップ大学に限って認められるものであり，取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはならない。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には，関係大学が共同で申請の上で，それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要。 |
| 74 | 変更届（通常） | 通常の教育課程の変更届を提出する予定であるが、その場合、新旧対照表の第四欄部分の「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の欄には新設した「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む）」のみ記載すればよいのか。 | ICT事項科目の変更届を届出済みであれば、ご認識のとおり。 |
| 75 | 単位の流用 | 改正後の免許法施行規則で小1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して幼1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、幼1種免の課程で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関す内容を必ずしも修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した小１種免の「教育の方法及び技術」の単位を幼１種免の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位に流用することができる。 |
| 76 | 単位の流用 | 幼1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免の課程で「教育の方法及び技術」に関す内容を修得する必要はないが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は小1種免の課程で修得しなければならないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で小１種免を取得しようとする際に、幼１種免を取得した際の単位を流用する場合、小１種「教育の方法及び技術」の単位のうち２単位までは幼１種「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を持ってあてることができるが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」にはあてることができない。 |
| 77 | 単位の流用 | 改正後の免許法施行規則で中1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第11号（単位の流用）を適用して小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免取得に必要な「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。 | ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した中１種の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を流用すれば改めて修得する必要はない。 |